

# 令和3年第3回日進市農業委員会議事録

招 集 年 月 日	令和3年3月29日（月）
招 集 の 場 所	日進市役所本庁舎4階 第1会議室、第3会議室
開 会	令和3年3月29日（月） 15時00分
出 席 委 員	<p>会長 6番 市川 豊 会長 総計 17人</p> <p>委員 1番 和田 義雄 委員 2番 尾関 洋子 委員          3番 萩野 淑子 委員 4番 牧 正行 委員          5番 伊藤 修 委員 7番 山本 裕子 委員          8番 萩野 章 委員 9番 田口 菜穂美 委員          10番 村瀬 和樹 委員 11番 武田 住男 委員</p> <p>推進委員 1番 浅井 昌行 委員 2番 加藤 秀幸 委員          3番 内藤 勝司 委員 4番 堀之内 済 委員          5番 眞野 賢一 委員 6番 村瀬 勝美 委員</p>
欠 席 委 員	
会議事件説明のため出席した者の職氏名	
職務のため出席した者の職氏名	<p>事務局 局長 祖父江 直文          次長 岡田 剛          係長 今井 康太          主事 曾根 裕人          主事 増田 成美</p>

<p>付議事項</p>	<p>議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号</p> <p>専決第1号 専決第2号 専決第3号</p> <p>その他</p>	<p>農地法第5条第1項の規定による許可申請について</p> <p>生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について</p> <p>日進市農用地利用集積計画について</p> <p>令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について</p> <p>農地法第4条第1項第8号の規定による届出について</p> <p>農地法第5条第1項第7号の規定による届出について</p> <p>農地法第18条第6項の規定による通知書について</p> <p>認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に係る事業計画書について</p> <p>農地利用最適化推進委員選任に関する規則及び農地バンク制度実施要綱の改正について</p>
-------------	--	---

<p>開会</p> <p>(15:00)</p> <p>事務局長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>		<p>出席者が定足数に達しているので、令和3年第3回農業委員会の開催を宣言する。</p> <p>それでは会長より挨拶をいただいた後、議事の取り回しをお願いします。</p> <p>(会長の挨拶)</p> <p>それでは令和3年第3回農業委員会を始めます。</p> <p>議事録署名者に8番の萩野 章 委員と、9番の田口 菜穂美 委員を指名する。</p> <p>議案第1号を上程。</p> <p>事務局に議案の朗読を命ずる。</p> <p>議案書朗読</p> <p>2番から4番の案件について、事務局に説明を求める。</p> <p>2番の案件について説明します。</p> <p>申請地は日進東中学校から南に約100メートルの位置に所在しており、現況は雑種地で、作付けはされておらず、面積は548㎡です。</p> <p>申請者は、大学卒業後、平成13年まで勤務医として働いていましたが、平成14年2月に米野木町丁田において消化器科・外科・内科等の治療を行う医院を開設し現在に至ります。</p> <p>医院開設については、市街化調整区域内の農地であったため、農地法と都市計画法の許可を得て開設しました。</p> <p>開設して、1年経過した頃から通院する患者が増え、駐車場が不足したため、平成15年11月頃に医院に隣接する申請地に農地法の許可を受けずに無断で転用し、17年間使用してきました。</p> <p>今回違反転用を是正するため、始末書を添付して本申請に至ったものです。</p> <p>続きまして、3番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、福友病院の北西に所在し、現況は田で、米を栽培しており、面積は900㎡です。</p> <p>申請者は、昭和53年12月に北新町で医院開設をしましたが、建築後42年が経過し、建物の老朽化が進み、早急な建て替え及び改修が必要になっています。</p> <p>工事の期間中は、継続的に工事に携わる車両が出入りするため、医院敷地内の26台分の駐車場が使用できなくなります。</p> <p>病院が確保している165台分は全て使用しているため、利</p>
--	--	---

	議長 事務局	<p>用できなくなる26台分の駐車場を一時的に確保したいと医院の近隣で土地選定を行った結果、他に適地が見当たらず、やむを得ず本申請に至りました。</p> <p>工事終了後、農地として利用できる状態に復元します。</p> <p>排水については、雨水は自然浸透するため周囲の農地に対する影響もないと思われます。</p> <p>続きまして、4番の案件について説明します。</p> <p>申請地は県道岩作諸輪線の岩藤南の交差点から南東へ約200メートルの位置に所在し、現況は田と畑で作付けはされておらず、面積は2筆合計で613㎡です。</p> <p>申請者は本郷町中島にて放課後等デイサービスを展開していますが、事業所の真裏に2023年に道の駅が開設予定であり、それに伴い所有者から退去の要請がありました。</p> <p>移転先を探していたところ、現在、多機能事業所を運営している土地の所有者が所有する隣接地を使用しても良いという承諾を得ることができました。</p> <p>申請地周辺は農地が多く、環境面や療育面でも良い場所で、放課後等デイサービスの療育内容にある体験型療育に適しているため、申請地を選定しました。</p> <p>排水については、汚水は浄化槽で処理した後、雨水とともに申請地北東側の最終柵に集水し、既設道路側溝に放流するため、周囲の農地に対する影響もないと思われます。</p> <p>議案第1号の案件について、事務局に補足説明を求める。</p> <p>受付番号2番について、権利の種類は賃借権の設定、転用目的は駐車場として利用しているものです。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満であるため、申請地近辺に代替する土地がなければ転用可能である、2種農地と判断されますので、支障ありません。</p> <p>第2号の代替性については、周辺において適地が見当たらず、申請地以外の適地はありません。</p> <p>第3号の一般基準について、資力については造成済みのため、該当ありません。また転用の妨げとなる権利を有するものについては、該当ありません。</p>
--	-----------	---

		<p>許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、平成15年に工事は既に完了しています。</p> <p>他の行政庁の許可・認可等については、該当ありません。</p> <p>農地以外の土地との一体利用については、該当ありません。</p> <p>計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。</p> <p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについては、支障ありません。</p> <p>第5号、第6号の一時転用に関する項目については、該当ありません。</p> <p>受付番号3番について、権利の種類は賃借権の設定、転用目的は駐車場として利用するものです。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満であるため、申請地近辺に代替する土地がなければ転用可能である、2種農地と判断されますので、支障ありません。</p> <p>第2号の代替性については、周辺において適地が見当たらず、申請地以外の適地はありません。</p> <p>第3号の一般基準について、資力については自己資金と借入金で造成します。また転用の妨げとなる権利を有するものについては、該当ありません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、申請書上に令和3年5月1日から令和5年10月31日までに完了する計画が記載されています。</p> <p>他の行政庁の許可・認可等については、該当ありません。</p> <p>農地以外の土地との一体利用については、該当ありません。</p> <p>計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。</p> <p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについては、支障ありません。</p> <p>第5号、第6号の一時転用に関する項目については、令和5年10月31日までに農地として利用できる状態に回復する計画です。</p> <p>受付番号4番について、権利の種類は所有権の移転、転用目</p>
--	--	--

		<p>的は社会福祉施設を建築するものです。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、街区を占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地のため、原則転用可能な3種農地と判断されますので、支障ありません。</p> <p>第2号の代替性については、第3種農地であるため、該当ありません。</p> <p>第3号の一般基準について、資力については自己資金と借入金で造成します。また転用の妨げとなる権利を有するものについては、該当ありません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、申請書上に令和3年6月1日から令和3年12月20日までに完了する計画が記載されています。</p> <p>他の行政庁の許可・認可等については、建築物であるため、都市計画法の申請がされています。</p> <p>農地以外の土地との一体利用については隣接する宅地と一体利用します。</p> <p>計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。</p> <p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについては、支障ありません。</p> <p>第5号、第6号の一時転用に関する項目については、該当ありません。</p>
	議長	<p>議案第1号の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。</p>
	委員	<p>2番の案件について、17年前から駐車場になっているということだが、現地はアスファルト舗装なのか、砕石敷なのか教えてほしい。</p>
	事務局	<p>アスファルト舗装になっています。</p>
	委員	<p>3番について、900㎡の農地で米の栽培をしているところを駐車場として利用するのか。</p>
	事務局	<p>一時転用の案件になるため、申請者が一時的に駐車場として利用した後、農地に回復する計画になっています。</p>
	委員	<p>4番の案件について、2筆合計で613㎡で建物の建築面積は157㎡だが、残りの面積は駐車場として利用することになるのか。</p>
	事務局	<p>残地部分は、駐車場として利用しますが、元の土地の形状が</p>

	<p>不整形な土地で、有効利用できる面積が少ないためこのような建築面積になっています。</p>
<p>委員 事務局</p>	<p>4番について、作付けをされているところに建築するのか。 現在は、保全管理の状態になっています。</p>
<p>委員 事務局</p>	<p>4番について、進入路はあるのか。 農地部分に関しては、進入路がないため、隣接の宅地部分を進入路として利用する計画です。</p>
<p>委員</p>	<p>2番の案件について、17年間アスファルト舗装をしていたということだが、申請があって初めて気が付いたのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>土地の権利者を含め土地の整理をしていたところ、地目が農地であり、違反転用状態であったため今回申請に至りました。</p>
<p>委員</p>	<p>4番の案件について、所有権の移転であるが申請者が購入できる理由は何か。</p>
<p>事務局</p>	<p>農地を農地として購入する場合は、農地所有適格法人の要件が必要になりますが、今回は農地法5条による許可申請であるため農地所有適格法人の要件は不要になります。</p>
<p>委員</p>	<p>今回は600㎡ほどの面積であるが、例えば1,000㎡を超える面積の場合は所有権移転ができるのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>この規模で適正な面積よりも過大である事業面積と認められる場合は、1,000㎡全てを転用するのではなく、必要面積のみ分筆をして最小限の面積で転用するように指導を行います。</p>
<p>議長</p>	<p>特に意見がないことを確認して議案第1号の採決を宣言し、賛成者の挙手を求める。</p>
<p></p>	<p>(挙手全員)</p>
<p>議長</p>	<p>議案第1号の案件について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第2号を上程。</p>
<p></p>	<p>1番の案件について、事務局に説明を求める。</p>
<p>事務局</p>	<p>1番の案件について説明します。 申請地は、主要地方道名古屋豊田線の浅田の交差点から南東へ約450メートルの位置になります。</p>
<p></p>	<p>この生産緑地は、浅田町森下に居住している申請者が所有し、主たる従事者として農地利用していた生産緑地ですが、腰痛症、上腕疾患により通院加療中のため農作業ができない旨の診断が出ています。</p>

議長	<p>故障による解除を見据えての申請ですが、以前は申請者が生産緑地の主たる従事者であったことを証明することに問題はないと思われます。</p> <p>議案第2号の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。</p>
委員 事務局	<p>申請地の周囲も生産緑地なのか。</p> <p>該当地の隣接地の西側の一部農地が生産緑地に指定されています。</p>
議長	<p>特に意見がないことを確認して議案第2号の採決を宣言。 (挙手全員)</p>
議長	<p>議案第2号について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。</p>
議長 事務局	<p>議案第3号を上程。事務局に議案の説明を求める。 (議案内容説明)</p>
議長	<p>議案第3号の内容について、整理番号6番、7番及び11番を除く案件について、委員に対し、意見質問を求める。</p>
議長	<p>特に意見がないことを確認して議案第3号、整理番号6番、7番及び11番を除く案件について採決を宣言し、賛成者の挙手を求める。 (挙手全員)</p>
議長	<p>議案第3号、整理番号6番、7番及び11番を除くについて挙手全員を確認、原案の通り可決したことを宣言した。</p>
議長	<p>続いて、議案第3号、整理番号6番、7番及び11番の審議に入る。</p>
	<p style="text-align: center;">〔 農業委員会法第24条（議事参与の制限）により 関係委員は退席する。 〕</p>
議長	<p>議案第3号、整理番号6番及び7番の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。</p>
議長	<p>特に意見がないことを確認して議案第3号、整理番号6番及び7番の案件の採決を宣言。 (挙手全員)</p>
議長	<p>議案第3号、整理番号6番及び7番の案件について挙手全員を確認、原案の通り可決したことを宣言した。 (退席委員 入室)</p>



議長	<p>続いて、議案第3号の整理番号11番の審議に入る。</p> <p>〔農業委員会法第24条（議事参与の制限）により関係委員は退席する。〕</p>
議長	<p>議案第3号、整理番号11番の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。</p>
議長	<p>特に意見がないことを確認して議案第3号、整理番号11番の案件の採決を宣言。</p> <p>（挙手全員）</p>
議長	<p>議案第3号整理番号11番の案件について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。</p> <p>（退席委員 入室）</p>
議長	<p>続いて、議案第4号を上程。事務局に議案の説明を求める。</p>
事務局	<p>（議案内容説明）</p>
議長	<p>議案第4号の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。</p>
委員	<p>違反転用について、これは農業振興地域内の農用地のみの面積か。</p>
事務局	<p>農業振興地域内の農用地のみに限らず、調整区域の農地も含まれます。</p>
委員	<p>把握している面積が3.6haであるということだが、1年以内に解消できるものなのか。</p>
事務局	<p>数値は過去からの積み上げたものです。解消に関しては、土地所有者へ是正計画書を提出してもらいます。</p>
委員	<p>3.6haは、始末書による解消か、農地として復旧することによる解消のどちらになるのか。</p>
事務局	<p>現状に照らし合わせ、許可の見込みがあるものに関しては許可申請をするように指導をしていきます。</p> <p>また、許可の基準に適合せず許可の見込みがない案件に関しては、農地への復旧をするよう指導していきます。</p>
委員	<p>違反状態であることは、所有者に通知をしているのか。</p>
事務局	<p>3.6haは是正勧告を行った上での数字になります。</p> <p>是正勧告を出して、復旧計画を提出してもらいますが、計画通りに進んでいない案件もあると思われます。</p> <p>そのようなものに関しては、引き続き勧告を続けていきます。</p>

議長	特に意見がないことを確認して、議案第4号の案件の採決を宣言。
議長	(挙手全員)
議長	議案第4号の案件について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。
事務局	続いて、専決について一括にて事務局に報告を命じる。
	(事務局より専決について一括で報告)
	専決1号 4条届出 1件
	専決2号 5条届出 7件
	専決3号 18条通知 1件
議長	専決の内容について委員に対し意見、質問を求める。
委員	農地法第4条第1項第8号と農地法第5条第1項第7号の届出について違いを教えてほしい。
事務局	市街化区域内の農地で農地転用を行う場合、届出を提出してもらいます。
	農地法第4条の届出について、自身が所有する農地を自身で転用する場合は農地法第4条の届出になります。
	農地法第5条の届出について、土地所有者である譲渡人から第三者である譲受人(法人又は個人)が農地転用をする場合、農地法第5条の届出になります。
議長	続いて、その他について一括にて事務局に報告を命じる。
事務局	(事務局よりその他について一括で報告)
	認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に係る事業計画書について 1件
	農地利用最適化推進委員選任に関する規則及び農地バンク制度実施要綱の改正について 1件
議長	その他の内容について委員に対し意見、質問を求める。
	(意見なし)
議長	その他連絡事項について事務局に報告を求める。
事務局	(事務連絡)
	・ 次回の農業委員会
	(令和3年4月27日(火))
	午後3時 本庁舎4階第1会議室)
議長	特に意見がないことを確認し、全議案の終了及び閉会について宣言
	(16:00)

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年 月 日 議事録署名者 8番委員

議事録署名者 9番委員